

議案第 4 6 号

岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例の廃止について

岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例を廃止する条例

岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例（令和 6 年岩倉市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 6 年岩倉市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「7 9 の項」を「7 8 の項」に改める。

別表 7 9 の項を削る。

